株券等の５日目決済及び期間売買停止の廃止等に伴う業務規程等の一部改正について

目　　次

(ページ)

１．業務規程の一部改正新旧対照表‥‥‥

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
（売買の種類） 第９条　（略） ２　（略） ３　普通取引は、売買契約締結の日から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して５日目の日に決済を行うものとする。 （削る） （１）　第２６条の規定により転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更（行使期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日及び交換社債券について、交換条件（株券による償還に係る償還条件をいう。以下同じ。）の変更（交換請求期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日 （２）　（略） （削る）	（売買の種類） 第９条　（略） ２　（略） ３　普通取引は、売買契約締結の日から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して５日目の日に決済を行うものとする。 （１）　第２５条第１項の規定により株券について、配当落（配当（剰余金の配当をいう。）には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、投資証券及び外国投資証券の金銭の分配並びに受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金を含む。以下同じ。）又は権利落として定める期日 （２）　第２６条の規定により内国法人の発行する株券について、取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日、外国株預託証券について、表示株式数（１預託証券に権利が表示される株式の数をいう。以下同じ。）の変更として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更（行使期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日及び交換社債券について、交換条件（株券による償還に係る償還条件をいう。以下同じ。）の変更（交換請求期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日 （３）　（略） （４）　第２７条の規定により行う外国株券（外

	国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券をいう。以下同じ。）の権利預り証付売買の最終日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）
（削る）	（５） 第１号に定める期日以外の日で、内国法人の発行する株券及び投資証券について、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）に基づく総株主通知（総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。）が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主（優先出資者及び投資主を含む。）を確定するための期日の３日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の４日前の日）
（削る）	（６） 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の３日前の日（当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の４日前の日）
（削る）	（７） 受益証券発行信託の受益証券について、保管振替機構において受益者の報告が行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の３日前の日（当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の４日前の日）
（３） 利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券（株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券（以下「機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。）を除く。）及び利付交換社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行わ	（８） 利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券（保管振替機構が振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券（以下「機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。）を除く。）及び利付交換社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の４日前の日

れる日。以下同じ。）の４日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日	
４　（略）	４　（略）
５　第３項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第１号又は第２号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して６日目の日に、当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については当該売買契約締結の日から起算して５日目の日に、決済を行うものとする。	５　第３項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第２号又は第３号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して６日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して５日目の日に、決済を行うものとする。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
６　第３項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第３項第１号又は第２号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して６日目の日に決済を行うものとする。	６　第３項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第３項第２号又は第３号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して６日目の日に決済を行うものとする。
７　（略）	７　（略）
（呼値）	（呼値）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　呼値は、株券については配当含み（配当（剰余金の配当をいう。）には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、投資証券及び外国投資証券の金銭の分配並びに受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金を含む。以下同じ。）とし、利付債券、利付転換社債型	４　呼値は、株券については配当含みとし、利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券については裸相場、利付債券以外の債券、利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券以外の交換社債券については利子含みとする。

新株予約権付社債券及び利付交換社債券については裸相場、利付債券以外の債券、利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券以外の交換社債券については利子含みとする。	
５～８　（略）	５～８　（略）
（売買単位） 第１５条　売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	（売買単位） 第１５条　売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
（１）　株券（優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）	（１）　株券（優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）
ａ　内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約権証券をいう。以下このａにおいて同じ。）は、上場会社（当取引所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第２０号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは１株とする。ただし、次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる銘柄にあっては、当該（ａ）から（ｃ）までに定めるところによる。	ａ　内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約権証券をいう。以下このａにおいて同じ。）は、上場会社（当取引所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第２０号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは１株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによるものとし、同一の上場会社が発行する複数の種類の内国株券が上場する場合にあっては、それらの売買単位は同一とする。
（ａ）　上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又	（新設）

は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄 当該併合等の効力発生の日の３日前の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。	
（ｂ）　同一の上場会社が発行する複数の種類の内国株券が上場する場合における当該銘柄 当該複数の種類の内国株券の売買単位は同一とする。	（新設）
（ｃ）　当取引所が特に指定する銘柄 当取引所が定めるところによるものとする。	（新設）
ｂ　外国株券（外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券をいう。以下同じ。）は、時価を基準として当取引所が定める規則により、１，０００株、５００株、１００株、５０株、１０株又は１株とする。	ｂ　外国株券は、時価を基準として当取引所が定める規則により、１，０００株、５００株、１００株、５０株、１０株又は１株とする。
（２）～（７）　（略）	（２）～（７）　（略）
（株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日） 第２５条の２　株券の売買につき、株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の併合後の株券を対象として売買を開始する期日（以下「株式併合後の株券の売買開始の期日」という。）は、当取引所が定める。	（新設）
（取得対価の変更期日等） 第２６条　発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある内国法人が発行する株券について、取得対価の変更（取	（取得対価の変更期日等） 第２６条　発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある内国法人が発行する株券について、取得対価の変更と

得請求期間の中断を含む。以下同じ。）として、新たな取得対価により売買を行う期日（以下「取得対価の変更期日」という。）、外国株預託証券について、表示株式数（１預託証券に権利が表示される株式の数をいう。以下同じ。）の変更として、新たな表示株式数により売買を行う期日（以下「表示株式数の変更期日」という。）、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日（以下「行使条件の変更期日」という。）及び交換社債券について、交換条件の変更として、新たな交換条件により売買を行う期日（以下「交換条件の変更期日」という。）は、当取引所が定める。	して、新たな取得対価により売買を行う期日（以下「取得対価の変更期日」という。）、外国株預託証券について、表示株式数の変更として、新たな表示株式数により売買を行う期日（以下「表示株式数の変更期日」という。）、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日（以下「行使条件の変更期日」という。）及び交換社債券について、交換条件の変更として、新たな交換条件により売買を行う期日（以下「交換条件の変更期日」という。）は、当取引所が定める。
（売買の停止） 第２９条　当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。 （削る） （１）　（略） （２）～（５）　（略）	（売買の停止） 第２９条　当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。 （１）　上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、当取引所が必要があると認める場合 （１）の２　（略） （２）～（５）　（略）
（立会外分売） 第４２条　（略） ２　前項の立会外分売については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日（以下「分売執行日」という。）において、次条から第４５条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算	（立会外分売） 第４２条　（略） ２　前項の立会外分売については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日（以下「分売執行日」という。）において、次条から第４５条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算

して４日目の日（第９条第３項各号に掲げる日の売買については、５日目の日）に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の売買において、同条第５項又は第６項に定める場合には、同条第３項第１号又は第２号に定める期日の売買については６日目の日とし、同条第５項に定める場合における当該期日の翌日の売買については５日目の日とする。	して４日目の日（第９条第３項各号に掲げる日の売買については、５日目の日）に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の売買において、同条第４項又は第５項に定める場合には、同条第３項第２号又は第３号に定める期日の売買については６日目の日とし、同条第４項に定める場合における当該期日の翌日の売買については５日目の日とする。
３～５　（略）	３～５　（略）
（立会外分売の値段） 第４３条　立会外分売は、第４２条第２項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日、取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日、行使条件の変更期日又は交換条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めたとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその１０パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。	（立会外分売の値段） 第４３条　立会外分売は、第４２条第２項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日、行使条件の変更期日又は交換条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めたとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその１０パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。
付　則 1　この改正規定は、平成２１年１１月１６日か	

ら施行する。 2　平成２１年１１月１５日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお従前の例による。 3　この改正規定施行の際、現に改正前の第２９条第１号の規定により売買の停止が行われている場合については、なお従前の例による。	

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
（外国証券取引口座に関する約款の交付等） 第３条の２　取引参加者は、顧客から外国株券等（第２８条に規定する外国株券等をいう。第２６条、第２７条及び第４０条において同じ。）の売買又は外国新株予約権証券等（第２８条に規定する外国新株予約権証券等をいう。第２６条及び第２７条において同じ。）の売買の委託を受け第２７条第２項本文の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。 ２～６　（略）	（外国証券取引口座に関する約款の交付等） 第３条の２　取引参加者は、顧客から外国株券等（第２８条に規定する外国株券等をいう。第１１条、第２６条及び第２７条において同じ。）の売買又は外国新株予約権証券等（第２８条に規定する外国新株予約権証券等をいう。第２６条及び第２７条において同じ。）の売買の委託を受け第２７条第２項本文の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。 ２～６　（略）
（普通取引における顧客の受渡時限） 第１１条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して５日目の日の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。 （削る） （１）　転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に	（普通取引における顧客の受渡時限） 第１１条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して５日目の日の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。 （１）　株券（内国株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券をいう。以下同じ。）、外国株券等及び受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）について、取引所の定める配当落又は権利落の期日 （２）　内国法人の発行する株券について、新たな取得対価により売買を行う期日として取

際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日及び交換社債券（法第２条第１項第５号に掲げる有価証券又は同項第１７号に掲げる有価証券のうち同項第５号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）について、新たな交換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日	引所の定める期日、外国株預託証券について、新たな表示株式数（１預託証券に権利が表示される株式の数をいう。）により売買を行う期日として取引所の定める期日、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日及び交換社債券（法第２条第１項第５号に掲げる有価証券又は同項第１７号に掲げる有価証券のうち同項第５号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）について、新たな交換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日
（２）　（略）	（３）　（略）
（削る）	（４）　外国株券等について、取引所の定める権利預り証付売買の最終日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）
（削る）	（５）　第１号に定める期日以外の日で、内国株券（投資信託受益証券を除く。）について、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号。以下「振替法」という。）に基づく総株主通知（総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。）が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主（優先出資者及び投資主を含む。）を確定するための期日の３日前（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の４日前の日）

（削る）	（６） 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の３日前の日（当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の４日前の日）
（削る）	（７） 受益証券発行信託の受益証券について、保管振替機構において受益者の報告が行われる場合、当該受益者を確定するための期日の３日前の日（当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の４日前の日）
（３） 利付債券（国債証券及び株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券（以下「機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。）を除く。）について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の４日前（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日	（８） 利付債券（国債証券及び保管振替機構が振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券（以下「機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券」という。）を除く。）について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の４日前の日
３ 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第４２条を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第１号又は第２号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して６日目の日の午前９時までに、当該期日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については当該売買成立の日から起算して５日目の日の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとす	３ 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第４２条を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第２号又は第３号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して６日目の日の午前９時までに、当該期日の翌日の売買については当該売買成立の日から起算して５日目の日の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

る。	
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
４　第２項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第２項第１号又は第２号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して６日目の日の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。	４　第２項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付交換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第２項第２号又は第３号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して６日目の日の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。
５　（略）	５　（略）
（保管振替機構等の規則の適用）	（保管振替機構等の規則の適用）
第２６条　内国株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券をいう。以下同じ。）、内国法人の発行する新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。	第２６条　内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。
２～５　（略）	２～５　（略）
（口座振替による受渡し）	（口座振替による受渡し）
第２７条　取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は債券（国債証券及び機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は	第２７条　取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は債券（国債証券及び機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとす

買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。	る。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用）	（信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用）
第４０条　（略）	第４０条　（略）
２　前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第４５条第２項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。	２　前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第４５条第２項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。
（１）　国内の金融商品取引所に上場されている株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券、外国株券等及び受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）　１００分の８０	（１）　国内の金融商品取引所に上場されている株券（投資信託受益証券及び投資証券を除く。）　１００分の８０
（２）～（１３）　（略）	（２）～（１３）　（略）
３　（略）	３　（略）
（株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済）	（株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済）
第４９条　株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）、新株予約権（募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。）が付与された有価証券についての信用取引によ	第４９条　株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）、新株予約権（募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。）が付与された有価証券についての信用取引によ

る有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券（投資信託受益証券及び投資証券を含む。）をもってこれを行うものとする。	る有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。
付　　則 1　この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。 2　平成２１年１１月１５日以前に行われた有価証券の売買に係る顧客の受渡時限については、なお従前の例による。	

ＴｏＳＴＮｅＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
（決済日） 第８条　ＴｏＳＴＮｅＴ取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引及び自己株式立会外買付取引については、第２号に定める日）に決済を行うものとする。 （１）　（略） （２）　売買契約締結の日から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程第９条第３項各号に掲げる日の売買については、５日目の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第５項又は第６項に定める場合には、同条第３項第１号又は第２号に定める期日の売買については６日目の日とし、同条第５項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については５日目の日とする。	（決済日） 第８条　ＴｏＳＴＮｅＴ取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引及び自己株式立会外買付取引については、第２号に定める日）に決済を行うものとする。 （１）　（略） （２）　売買契約締結の日から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程第９条第３項各号に掲げる日の売買については、５日目の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第５項又は第６項に定める場合には、同条第３項第２号又は第３号に定める期日の売買については６日目の日とし、同条第５項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については５日目の日とする。
（呼値） 第９条　（略） ２　（略） ３　ＴｏＳＴＮｅＴ取引の呼値は、次の各号に定める値段又は代金により行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　終値取引の呼値は、次のａからｇまでに定める値段（半休日においては、ｃ、ｆ及びｇに定める値段を除く。）により行うものとする。 ａ　前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引における最終値段（呼値に関する規則第１	（呼値） 第９条　（略） ２　（略） ３　ＴｏＳＴＮｅＴ取引の呼値は、次の各号に定める値段又は代金により行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　終値取引の呼値は、次のａからｇまでに定める値段（半休日においては、ｃ、ｆ及びｇに定める値段を除く。）により行うものとする。 ａ　前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引における最終値段（呼値に関する規則第１

０条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この号において同じ。）をいい、前日に普通取引における約定値段（呼値に関する規則第１０条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この号において同じ。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、呼値の制限値幅に関する規則第４条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。以下同じ。）。ただし、普通取引における業務規程第２５条第１項の規定により定める配当落等の期日、同第２５条の２の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第２６条の２の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。	０条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この号において同じ。）をいい、前日に普通取引における約定値段（呼値に関する規則第１０条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この号において同じ。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、呼値の制限値幅に関する規則第４条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。以下同じ。）。ただし、普通取引における業務規程第２５条第１項の規定により定める配当落等の期日、同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第２６条の２の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。
ｂ～ｇ　（略）	ｂ～ｇ　（略）
４・５　（略）	４・５　（略）
（自己株式立会外買付取引の値段） 第１３条　自己株式立会外買付取引は、前条第２項の届出を受理した日の普通取引における最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日、取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。当該銘柄について、届出を受理した日に普通取引における最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）	（自己株式立会外買付取引の値段） 第１３条　自己株式立会外買付取引は、前条第２項の届出を受理した日の普通取引における最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。当該銘柄について、届出を受理した日に普通取引における最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）により行うものとする。

により行うものとする。	
（顧客の受渡時限） 第２９条　（略） ２　前項第２号の規定にかかわらず、受託契約準則第１１条第２項各号に掲げる日に成立したＴｏＳＴＮｅＴ取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して５日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第３項又は第４項に定める場合には、同条第２項第１号又は第２号に定める期日の売買については６日目の日とし、同条第３項に定める場合における当該期日の翌日の売買については５日目の日とする。）の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。 ３　（略）	（顧客の受渡時限） 第２９条　（略） ２　前項第２号の規定にかかわらず、受託契約準則第１１条第２項各号に掲げる日に成立したＴｏＳＴＮｅＴ取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して５日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第３項又は第４項に定める場合には、同条第２項第２号又は第３号に定める期日の売買については６日目の日とし、同条第３項に定める場合における当該期日の翌日の売買については５日目の日とする。）の午前９時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。 ３　（略）
付　　則 １　この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。 ２　平成２１年１１月１５日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお従前の例による。	

有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
（取引の対象） 第４条　（略） ２　前項のほか、当取引所が対象有価証券の売買について、業務規程第２５条第１項の規定により配当落等の期日（普通取引に係るものに限り、剰余金の配当若しくは人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）による有価証券を受ける権利のみに係る日を除く。）を定める場合若しくは同第２５条の２の規定により株式併合後の株券の売買開始の期日（普通取引に係るものに限る。）を定める場合又は国内の他の金融商品取引所がこれらに相当する措置を行う場合において、当該配当落等の期日（以下「権利落の期日」という。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）において設定されている銘柄のうち当取引所が定めるものについての当該権利落の期日以降の日における有価証券オプション取引の対象は、対象有価証券に係る次の各号に掲げる有価証券オプションとする。 （１）・（２）　（略） ３・４　（略） （権利行使日等） 第３１条　（略） ２　（略） ３　有価証券オプション取引における権利行使により成立する対象有価証券の売買については、権利行使日から起算して５日目の日（権	（取引の対象） 第４条　（略） ２　前項のほか、当取引所が対象有価証券の売買について、業務規程第２５条第１項の規定により配当落等の期日（剰余金の配当若しくは人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）による有価証券を受ける権利のみに係る日を除く。）を定める場合若しくは業務規程第２９条第１号の規定により当該売買の停止を行う場合（人的分割が行われる場合を除く。）又は国内の他の金融商品取引所がこれらに相当する措置を行う場合において、当該配当落等の期日又は売買を再開した日（以下「権利落の期日」という。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）において設定されている銘柄のうち当取引所が定めるものについての当該権利落の期日以降の日における有価証券オプション取引の対象は、対象有価証券に係る次の各号に掲げる有価証券オプションとする。 （１）・（２）　（略） ３・４　（略） （権利行使日等） 第３１条　（略） ２　（略） ３　有価証券オプション取引における権利行使により成立する対象有価証券の売買については、権利行使日から起算して５日目の日（権

利行使日が対象有価証券の売買に係る業務規程第２５条第１項に規定する配当落等の期日（普通取引に係るものに限る。以下同じ。）若しくは同第２５条の２に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日（普通取引に係るものに限る。以下同じ。）又は国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場におけるこれらに相当する日の前日に当たるときは、権利行使日から起算して４日目の日）に決済を行うものとする。	利行使日が対象有価証券の売買に係る業務規程第９条第３項各号に掲げる日又は国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場におけるこれに相当する日の前日に当たるときは、権利行使日から起算して４日目の日）に決済を行うものとする。
（権利行使等に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限） 第５９条の２　総合取引参加者は、自己の信用売り若しくは信用買いに係る対象有価証券の売買（有価証券オプション取引の権利行使により成立するものに限る。）を行った場合は、権利行使日の翌日（権利行使日が対象有価証券の売買に係る業務規程第２５条第１項に規定する配当落等の期日若しくは同第２５条の２に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日又はこれらに相当する日の前日に当たるときは、権利行使日）の６か月目の応当日（応当日がないときは、その月の月末とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。	（権利行使等に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限） 第５９条の２　総合取引参加者は、自己の信用売り若しくは信用買いに係る対象有価証券の売買（有価証券オプション取引の権利行使により成立するものに限る。）を行った場合は、権利行使日の翌日（権利行使日が対象有価証券の売買に係る業務規程第９条第３項各号に掲げる日又はこれに相当する日の前日に当たるときは、権利行使日）の６か月目の応当日（応当日がないときは、その月の月末とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。
２　（略）	２　（略）
（顧客の受渡時限等） 第７３条　顧客が前条第１項に規定する指示を行った場合及び有価証券オプション取引における権利行使の割当てを受けた場合に成立する対象有価証券の売買については、権利行使	（顧客の受渡時限等） 第７３条　顧客が前条第１項に規定する指示を行った場合及び有価証券オプション取引における権利行使の割当てを受けた場合に成立する対象有価証券の売買については、権利行使

日から起算して５日目（権利行使日が当該対象有価証券の売買に係る業務規程第２５条第１項に規定する配当落等の期日又は同第２５条の２に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日の前日に当たる場合には、権利行使日から起算して４日目）の日の午前９時までに、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとし、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る受託契約準則の適用については、これを普通取引により当該対象有価証券の売付け又は買付けを委託し、当該委託に係る契約が締結されたものとみなす。	日から起算して５日目（権利行使日が当該対象有価証券の売買に係る受託契約準則第１１条第２項第１号又は第５号に掲げる日の前日に当たる場合には、権利行使日から起算して４日目）の日の午前９時までに、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとし、当該権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る受託契約準則の適用については、これを普通取引により当該対象有価証券の売付け又は買付けを委託し、当該委託に係る契約が締結されたものとみなす。
２　（略）	２　（略）
（顧客の権利行使に対する取引参加者の信用供与） 第７５条　（略） ２　取引参加者に信用取引口座を設定した顧客が、権利行使又は権利行使の割当てにより成立する対象有価証券の売買を信用取引により行う旨を権利行使日の翌日（権利行使日が当該対象有価証券の売買に係る業務規程第２５条第１項に規定する配当落等の期日又は同第２５条の２に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日の前日に当たる場合には、権利行使日。以下この項において同じ。）までに当該取引参加者に申し込んだ場合であって、制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別を当該取引参加者に指示したときは、権利行使日の翌日の信用取引による当該対象有価証券の売付け又は買付けが成立する。	（顧客の権利行使に対する取引参加者の信用供与） 第７５条　（略） ２　取引参加者に信用取引口座を設定した顧客が、権利行使又は権利行使の割当てにより成立する対象有価証券の売買を信用取引により行う旨を権利行使日の翌日（権利行使日が当該対象有価証券の売買に係る受託契約準則第１１条第２項第１号又は第５号に掲げる日の前日に当たる場合には、権利行使日。以下この項において同じ。）までに当該取引参加者に申し込んだ場合であって、制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別を当該取引参加者に指示したときは、権利行使日の翌日の信用取引による当該対象有価証券の売付け又は買付けが成立する。
３・４　（略）	３・４　（略）

付　　則 この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（当取引所が指定する証券金融会社） 第１条の２　規程第１条の３第３項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。	（当取引所が指定する証券金融会社） 第１条の２　規程第１条の２第３項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。
（売買システムによる売買以外の売買） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、当取引所は、売買システムによる売買の状況等から必要があると認める場合は、前項に定める売買以外の売買について、臨時に売買システムによる売買以外の売買により行わせることができる。この場合においては、あらかじめその内容を取引参加者に通知する。	（売買システムによる売買以外の売買） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、当取引所は、売買システムによる売買の状況等から必要があると認める場合は、同項各号に定める売買以外の売買について、臨時に売買システムによる売買以外の売買により行わせることができる。この場合においては、あらかじめその内容を取引参加者に通知する。
（株券の売買単位） 第１５条　規程第１５条第１号ａの（ｃ）に規定する銘柄の売買単位は、当該銘柄の発行者が有価証券上場規程第４０９条の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。	（株券の売買単位） 第１５条　規程第１５条第１号ａただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が有価証券上場規程第４０９条の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。
（配当落等の期日） 第１８条　規程第２５条第１項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。 （１）　（略） （２）　普通取引 権利確定日の２日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の３日前の	（配当落等の期日） 第１８条　規程第２５条第１項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。 （１）　（略） （２）　普通取引 権利確定日の３日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の４日前の

日）とする。	日）とする。
（株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日） 第１８条の２　規程第２５条の２に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。 （１）　当日決済取引 当該併合の効力発生の日（当該併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該併合の効力発生の日の翌日）とする。 （２）　普通取引 当該併合の効力発生の日の３日前の日とする。	（新設）
（取得対価の変更期日等） 第１９条　規程第２６条に規定する取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日、行使条件の変更期日及び交換条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。 （１）　（略） （２）　普通取引 次のａ又はｂに定めるところによる。 ａ　取得対価の変更期日及び表示株式数の変更期日 旧条件最終適用日の２日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の３日前の日）とする。 ｂ　行使条件の変更期日及び交換条件の変更期日 旧条件最終適用日の３日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の４日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるとき	（取得対価の変更期日等） 第１９条　規程第２６条に規定する取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日、行使条件の変更期日及び交換条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。 （１）　（略） （２）　普通取引 旧条件最終適用日の３日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の４日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の４日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の５日前の日）とする。

は、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の４日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の５日前の日）とする。	
（売買の停止） 第２１条　規程第２９条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。	（売買の停止） 第２１条　規程第２９条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。
（削る）	（１）　規程第２９条第１号に掲げる場合の当該株券の売買の停止は、原則として、当該併合又は分割等の効力発生の日の４日前の日から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日までとする。
（１）　規程第２９条第１号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の３日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の４日前の日）から当選番号発表日までとする。	（２）　規程第２９条第１号の２に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の３日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の４日前の日）から当選番号発表日までとする。
（２）　（略）	（３）　（略）
（３）　（略）	（４）　（略）
（４）　（略）	（５）　（略）
付　　則 １　この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。 ２　平成２１年１１月１５日以前に行われた株券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。	

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（気配表示による呼値の特別周知） 第１０条　（略） ２・３　（略） ４　第１項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付にかかる権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。 （１）～（４）　（略） ５　（略）	（気配表示による呼値の特別周知） 第１０条　（略） ２・３　（略） ４　第１項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付にかかる権利落後（業務規程第２９条第１号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。 （１）～（４）　（略） ５　（略）

付　　則 1　この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。 2　この改正規定施行の際、現に平成２１年１１月１６日改正前の業務規程第２９条第１号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。	

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（株券の制限値幅） 第２条　（略） ２　次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。 （１）　（略） （２）　事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄 （３）　（略） ３・４　（略） （基準値段） 第４条　前３条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。 （１）　内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券	（株券の制限値幅） 第２条　（略） ２　次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。 （１）　（略） （２）　事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後（業務規程第２９条第１号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄 （３）　（略） ３・４　（略） （基準値段） 第４条　前３条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。 （１）　内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券

前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第１０条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）とし、前日に約定値段（呼値に関する規則第１０条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第２５条第１項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）、同第２５条の２の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。	前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の当該銘柄の最終値段（呼値に関する規則第１０条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）とし、前日に約定値段（呼値に関する規則第１０条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。ただし、業務規程第２５条第１項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）又は同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。
（２）～（５）　（略）	（２）～（５）　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
付　則	
１　この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。	
２　この改正規定施行の際、現に平成２１年１１月１６日改正前の業務規程第２９条第１号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。	
別表　基準値段算出に関する表	別表　基準値段算出に関する表
１　内国株券（第４条第１項第１号関係）	１　内国株券（第４条第１項第１号関係）
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　株式併合	（新設）
ａ　株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と同時の場合 基準値段＝（株式併合前最終値－配当金額）÷併合比率	

ｂ　株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と異なる場合 基準値段＝株式併合前最終値÷併合比率	
（４）　権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））	（３）　権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））
（２）ｃの規定を準用する。この場合において、同ｃ中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式１株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。	前（２）ｃの規定を準用する。この場合において、同ｃ中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式１株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。
（５）　（略）	（４）　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
（注１）・（注２）　（略）	（注１）・（注２）　（略）
（注３）　株式併合前最終値とは、株式併合後の株券の売買開始の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。	（新設）
（注４）　（略）	（注３）　（略）
（注５）　（略）	（注４）　（略）
（注６）　（略）	（注５）　（略）
（注７）　（略）	（注６）　（略）

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（一部指定の形式要件の取扱い） 第３１０条　規程第３０８条第１号に規定する株主数並びに同条第２号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。	（一部指定の形式要件の取扱い） 第３１０条　規程第３０８条第１号に規定する株主数並びに同条第２号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。
（削る）	（１）　上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は単元株式数の少ない数への変更を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は単元株式数の少ない数への変更による影響を考慮して流通株式の数を算定する。
（１）　（略） （２）　（略） （３）　（略） （４）　（略） （５）　（略） （６）　（略） （７）　（略）	（２）　（略） （３）　（略） （４）　（略） （５）　（略） （６）　（略） （７）　（略） （８）　（略）
２　（略）	２　（略）
３　規程第３０８条第３号に規定する売買高の取扱いは、次の各号に定めるところによる。	３　規程第３０８条第３号に規定する売買高の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　直前事業年度の末日を含む月の末日以前６か月以内に１単位当たりの株券等の数が変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の１単位当たりの株券等の数、当該変更後については当該変更後の１単位当たりの株券等の数に基づき、規程第３０８条第３号に規定する売買高を算定するものとする。	（３）　上場会社が直前事業年度の末日を含む月の末日以前６か月以内に１単位当たりの株券等の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の１単位当たりの株券等の数、当該変更後については当該変更後の１単位当たりの株券等の数に基づき、規程第３０８条第３号に規定する売買高を算定するものとする。

４～７　（略）	４～７　（略）
（指定替えの要件及び時期） 第３１１条　規程第３１１条第１項第１号に規定する株主数及び同項第２号に規定する流通株式の数の取扱い並びに市場第一部銘柄が同項第１号又は第２号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。	（指定替えの要件及び時期） 第３１１条　規程第３１１条第１項第１号に規定する株主数及び同項第２号に規定する流通株式の数の取扱い並びに市場第一部銘柄が同項第１号又は第２号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。
（１）　株主数及び流通株式の数の取扱い	（１）　株主数及び流通株式の数の取扱い
ａ　（略）	ａ　（略）
ｂ　（略）	ｂ　（略）
ｂの２　上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更による影響を考慮して、規程第３１１条第１項第１号に規定する株主数及び同項第２号に規定する流通株式の数を算定する。	ｂの２　前条第１項第２号の規定は、規程第３１１条第１項第２号に規定する流通株式の数の算定について準用する。
ｃ～ｊ　（略）	ｃ～ｊ　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
２　（略）	２　（略）
３　規程第３１１条第１項第３号に規定する売買高の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。	３　規程第３１１条第１項第３号に規定する売買高の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。
（１）　売買高の取扱い	（１）　売買高の取扱い
ａ・ｂ　（略）	ａ・ｂ　（略）
ｃ　毎年１２月末日以前１年以内に１単位当たりの株券等の数が変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の１単位当たりの株券等の数、当該変更後については当該変更後の１単位当たりの株券等の数に基づき、規程第３１１条第１項第３	ｃ　上場会社が毎年１２月末日以前１年以内に１単位当たりの株券等の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の１単位当たりの株券等の数、当該変更後については当該変更後の１単位当たりの株券等の数に基づき、規程第３１１

号に規定する売買高を算定するものとする。	条第１項第３号に規定する売買高を算定するものとする。
（２）　（略）	（２）　（略）
４　規程第３１１条第１項第４号に規定する時価総額の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。	４　規程第３１１条第１項第４号に規定する時価総額の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。
（１）　時価総額の取扱い	（１）　時価総額の取扱い
ａ　規程第３１１条第１項第４号に規定する時価総額が２０億円未満である場合とは、次の（ａ）又は（ｂ）に掲げる額が２０億円未満である場合をいう。	ａ　規程第３１１条第１項第４号に規定する時価総額が２０億円未満である場合とは、次の（ａ）又は（ｂ）に掲げる額が２０億円未満である場合をいう。
（ａ）　月間平均時価総額（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格に、その日の上場株券等の数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利確定日の２日前（休業日を除外する。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の３日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額の平均（以下「月間平均上場時価総額」という。）（複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額の平均（当	（ａ）　月間平均時価総額（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格に、その日の上場株券等の数（上場会社が株式分割又は株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利確定日の３日前（休業日を除外する。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の４日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割又は株式無償割当てにより増加する株式数を加算するものとする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額の平均（以下「月間平均上場時価総額」という。）（複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額の平均（当取引所が定めるところにより算定

取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。以下この項において同じ。）	する。）を加えた額をいう。以下この項において同じ。）
（ｂ）　（略）	（ｂ）　（略）
ｂ～ｄ　（略）	ｂ～ｄ　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
５　（略）	５　（略）
（開示を要しない決定事実に係る書類の提出）	（開示を要しない決定事実に係る書類の提出）
第４１８条　上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。	第４１８条　上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（削る）	（６）の２　発行者による総株主通知請求 次のａ及びｂに掲げる書類 ａ　取締役会決議通知書又は決定通知書　決議又は決定後直ちに ｂ　株主確定日に関する日程表　当該株主確定日の３週間前
（７）～（２５）　（略）	（７）～（２５）　（略）
（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）	（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）
第６０１条　規程第６０１条第１項第１号に規定する株主数並びに同項第２号に規定する流通株式の数、流通株式の時価総額及び上場株券等の数の取扱いは次の各号に定めるところによる。	第６０１条　規程第６０１条第１項第１号に規定する株主数並びに同項第２号に規定する流通株式の数、流通株式の時価総額及び上場株券等の数の取扱いは次の各号に定めるところによる。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（２）の２　上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更による影響を考慮して株主	（２）の２　上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は単元株式数の少ない数への変更を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は単元株式数の少ない数への変更による影響を考慮して流

数、流通株式の数及び上場株券等の数を算定する。	通株式の数及び上場株券等の数を算定する。
（３）～（１２）　（略）	（３）～（１２）　（略）
２　規程第６０１条第１項第３号に規定する売買高の取扱いは次の各号に定めるところによる。	２　規程第６０１条第１項第３号に規定する売買高の取扱いは次の各号に定めるところによる。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　毎年の１２月末日以前１年以内に１単位当たりの株券等の数が変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の１単位当たりの株券等の数、当該変更後については当該変更後の１単位当たりの株券等の数に基づき、売買高を算定する。	（３）　上場会社が毎年の１２月末日以前１年以内に１単位当たりの株券等の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の１単位当たりの株券等の数、当該変更後については当該変更後の１単位当たりの株券等の数に基づき、売買高を算定する。
（４）・（５）　（略）	（４）・（５）　（略）
３　規程第６０１条第１項第４号に規定する時価総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。	３　規程第６０１条第１項第４号に規定する時価総額の取扱いは次の各号に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　規程第６０１条第１項第４号ｂに規定する当該株券等に係る時価総額が上場株券等の数に２を乗じて得た数値未満である場合とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の上場株券等の数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、権利確定日の２日前（休業日を除外する。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の３日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株券等の数を加減する。以下この項において同じ。）の平均をいう。以下この項において同じ。）に２を乗じて得た数値未満である場合をいう。	（２）　規程第６０１条第１項第４号ｂに規定する当該株券等に係る時価総額が上場株券等の数に２を乗じて得た数値未満である場合とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の上場株券等の数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、権利確定日の３日前（休業日を除外する。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の４日前（休業日を除外する。）の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株券等の数を加減する。以下この項において同じ。）の平均をいう。以下この項において同じ。）に２を乗じて得た数値未満である場合をいう。
（３）～（５）　（略）	（３）～（５）　（略）

４～６　（略）	４～６　（略）
７　規程第６０１条第１項第８号に規定する事業活動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによる。	７　規程第６０１条第１項第８号に規定する事業活動の停止の取扱いは次の各号に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　規程第６０１条第１項第８号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。	（２）　規程第６０１条第１項第８号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他上場会社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当取引所が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
ａ　上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日	ａ　上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日
（ａ）・（ｂ）　（略）	（ａ）・（ｂ）　（略）
ｂ・ｃ　（略）	ｂ・ｃ　（略）
８～１１　（略）	８～１１　（略）
１２　規程第６０１条第１項第１５号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。	１２　規程第６０１条第１項第１５号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。
（１）　株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のａ又はｂに該当する株券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日	（１）　株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のａ又はｂに該当する株券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日
ａ・ｂ　（略）	ａ・ｂ　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
１３　（略）	１３　（略）
１４　規程第６０１条第１項第１８号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。	１４　規程第６０１条第１項第１８号に該当する日は、次の各号に定めるところによる。

（１）　株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、規程第３０３条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券等が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日	（１）　株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、規程第３０３条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券等が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日
（２）　（略）	（２）　（略）
１５　（略）	１５　（略）
（上場廃止日の取扱い） 第６０４条　規程第６０９条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。	（上場廃止日の取扱い） 第６０４条　規程第６０９条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　規程第６０１条第１項第８号（規程第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、第６０１条第７項第２号ａ又はｂに規定する合併による解散の場合（同ｂに規定する合併による解散の場合にあっては、合併に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等又は規程第２０８条第１号若しくは規程第２１５条第１号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券等（規程第２０８条第１号又は規程第２１５条第１号に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する上場株券等 合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日	（３）　規程第６０１条第１項第８号（規程第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、第６０１条第７項第２号ａ又はｂに規定する合併による解散の場合（同ｂに規定する合併による解散の場合にあっては、合併に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等又は規程第２０８条第１号若しくは規程第２１５条第１号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券等（規程第２０８条第１号又は規程第２１５条第１号に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する上場株券等 合併がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日
（４）　規程第６０１条第１項第１２号（規程	（４）　規程第６０１条第１項第１２号（規程

第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、規程第２０８条第５号又は規程第２１５条第５号に規定する場合に該当する上場株券等 新株式の交付に係る基準日の２日前（休業日を除外する。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の３日前（休業日を除外する。）の日）	第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、規程第２０８条第５号又は規程第２１５条第５号に規定する場合に該当する上場株券等 新株式の交付に係る基準日の３日前（休業日を除外する。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の４日前（休業日を除外する。）の日）
（５）　規程第６０１条第１項第１５号（規程第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、第６０１条第１２項第１号に規定する場合に該当する上場株券等又は同項第２号に規定する場合（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等又は規程第２０８条第３号若しくは規程第２１５条第３号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券等（規程第２０８条第３号又は規程第２１５条第３号に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する上場株券等 株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日	（５）　規程第６０１条第１項第１５号（規程第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、第６０１条第１２項第１号に規定する場合に該当する上場株券等又は同項第２号に規定する場合（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等又は規程第２０８条第３号若しくは規程第２１５条第３号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券等（規程第２０８条第３号又は規程第２１５条第３号に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する上場株券等 株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日
（６）　規程第６０１条第１項第１８号（規程第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、第６０１条第１４項	（６）　規程第６０１条第１項第１８号（規程第６０２条第１項第１号、同条第２項第３号、規程第６０３条第１項第６号、規程第６０４条第１項第２号又は同条第２項第１号による場合を含む。）のうち、第６０１条第１４項

第１号の規定に該当する上場株券等 株式の取得がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日 （７）～（１０）　（略）	第１号の規定に該当する上場株券等 株式の取得がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日 （７）～（１０）　（略）
（上場廃止日の取扱い） 第８０７条　規程第８０９条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　規程第８０８条第２項第３号に該当することとなった銘柄 存続期間満了の日の３日前（休業日を除外する。）の日 （４）　規程第８０８条第２項第８号に該当することとなった銘柄のうち、前条第６項において準用する第６０１条第１４項第１号の規定に該当するもの 株式の取得がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日 （５）　（略）	（上場廃止日の取扱い） 第８０７条　規程第８０９条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　規程第８０８条第２項第３号に該当することとなった銘柄 存続期間満了の日の４日前（休業日を除外する。）の日 （４）　規程第８０８条第２項第８号に該当することとなった銘柄のうち、前条第６項において準用する第６０１条第１４項第１号の規定に該当するもの 株式の取得がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日 （５）　（略）
（上場廃止日の取扱い） 第９１７条　規程第９２２条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）　規程第９２１条第１項第２号に該当することとなった銘柄 株券等の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。 （１）の２　規程第９２１条第１項第３号に該当することとなった銘柄 株券等の上場廃止日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであ	（上場廃止日の取扱い） 第９１７条　規程第９２２条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）　規程第９２１条第１項第２号又は第３号に該当することとなった銘柄 株券等の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。 （新設）

ると認めた場合は、この限りでない。	
（２）～（８）　（略）	（２）～（８）　（略）
（書類の提出等の取扱い）	（書類の提出等の取扱い）
第１１１０条　（略）	第１１１０条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。この場合において、上場ＥＴＦに係る管理会社は、第１号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	４　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券を除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。この場合において、上場ＥＴＦに係る管理会社は、第１号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
（１）～（１）の４　（略）	（１）～（１）の４　（略）
（２）　上場ＥＴＦに係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面 計算期間の末日の３日前（休業日を除外する。）の日（計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の４日前（休業日を除外する。）の日）	（２）　上場ＥＴＦに係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面 計算期間の末日の４日前（休業日を除外する。）の日（計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の５日前（休業日を除外する。）の日）
５　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。	５　上場ＥＴＦ（外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び当該外国ＥＴＦを受託有価証券とする外国ＥＴＦ信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（４）　上場ＥＴＦに係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面 営業期間又は計算期間の末日の３日前（休業日を除外する。）の日（営業期間又は計算期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間又は計算期間の末日の４日前（休業日を除外する。）の日）	（４）　上場ＥＴＦに係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面 営業期間又は計算期間の末日の４日前（休業日を除外する。）の日（営業期間又は計算期間の末日が休業日に当たるときは、営業期間又は計算期間の末日の５日前（休業日を除外する。）の日）

（上場廃止日の取扱い） 第１１１４条　規程第１１１４条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場ＥＴＦの区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）　規程第１１１２条第１項第３号ｉ（同条第２項第３号ａによる場合を含む。）、同条第２項第３号ｅ又は同条第３項第５号ｅに該当する上場ＥＴＦ 投資信託契約若しくは信託契約又は規程第１１０４条第３項第４号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の３日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日） （２）～（３）の２　（略） （３）の３　規程第１１１２条第３項第３号に該当することとなった上場ＥＴＦ 終了となる日の３日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日） （４）　（略）	（上場廃止日の取扱い） 第１１１４条　規程第１１１４条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる上場ＥＴＦの区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）　規程第１１１２条第１項第３号ｉ（同条第２項第３号ａによる場合を含む。）、同条第２項第３号ｅ又は同条第３項第５号ｅに該当する上場ＥＴＦ 投資信託契約若しくは信託契約又は規程第１１０４条第３項第４号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の５日前（休業日を除外する。）の日） （２）～（３）の２　（略） （３）の３　規程第１１１２条第３項第３号に該当することとなった上場ＥＴＦ 終了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の５日前（休業日を除外する。）の日） （４）　（略）
（書類の提出等の取扱い） 第１２３０条　（略） ２　上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場投資法人は、第２号ｃに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａ、ｂ及びｄ並びに第４号ｂに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	（書類の提出等の取扱い） 第１２３０条　（略） ２　上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場投資法人は、第２号ｃに規定する書類（法第１３条第１項前段及び第３項の規定により作成されたものを除く。）並びに第３号ａ、ｂ及びｄ並びに第４号ｂに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（１）～（５）　（略）	（１）～（５）　（略）
（削る）	（５）の２　発行者による総投資主通知請求 次のａ及びｂに掲げるところにより行う。 ａ　決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに ｂ　投資主確定日に関する日程表について、当該期日の２週間前に
（６）　（略）	（６）　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）
（上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止基準） 第１２３２条　規程第１２１８条第１項第１号ａの（ａ）については、次の各号に掲げる日に同号ａに該当するものとして取り扱う。	（上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止基準） 第１２３２条　規程第１２１８条第１項第１号ａの（ａ）については、次の各号に掲げる日に同号ａに該当するものとして取り扱う。
（１）　上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のａ又はｂに該当する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日 ａ・ｂ　（略）	（１）　上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のａ又はｂに該当する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日 ａ・ｂ　（略）
（２）・（３）　（略）	（２）・（３）　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（上場廃止日の取扱い） 第１２３４条　規程第１２２０条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	（上場廃止日の取扱い） 第１２３４条　規程第１２２０条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
（１）　規程第１２１８条第１項第１号ａの（ａ）のうち、他の投資法人と合併し解散する場合（合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、規程第１２０７条の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。）に該当する銘柄 合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日	（１）　規程第１２１８条第１項第１号ａの（ａ）のうち、他の投資法人と合併し解散する場合（合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、規程第１２０７条の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。）に該当する銘柄 合併がその効力を生ずる日の４日前（休業日を除外する。）の日

（２）　規程第１２１８条第１項第１号ａの（ａ）のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄 　規約で定めた存続期間の満了となる日の３日前（休業日を除外する。）の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日） （３）　規程第１２１８条第２項第１６号に該当する銘柄 　投資信託契約が終了となる日の３日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日） （４）　規程第１２１８条第２項第１７号に該当する銘柄 　投資信託約款が変更となる日の３日前（休業日を除外する。）の日（当該変更となる日が休業日に当たるときは、当該変更となる日の４日前（休業日を除外する。）の日） （５）～（８）　（略）	（２）　規程第１２１８条第１項第１号ａの（ａ）のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する銘柄 　規約で定めた存続期間の満了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の５日前（休業日を除外する。）の日） （３）　規程第１２１８条第２項第１６号に該当する銘柄 　投資信託契約が終了となる日の４日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の５日前（休業日を除外する。）の日） （４）　規程第１２１８条第２項第１７号に該当する銘柄 　投資信託約款が変更となる日の４日前（休業日を除外する。）の日（当該変更となる日が休業日に当たるときは、当該変更となる日の５日前（休業日を除外する。）の日） （５）～（８）　（略）
付　則 この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。	

ＴｏＳＴＮｅＴ市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（単一銘柄取引の値段） 第５条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、ＴｏＳＴＮｅＴ特例第８条第１号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、当取引所がその都度定める。	（単一銘柄取引の値段） 第５条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、ＴｏＳＴＮｅＴ特例第８条第１号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第２５条第１項の規定により定める配当落等の期日、同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第２６条の２の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して５日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、業務規程第９条第５項に定める場合には、当該期日から起算して６日目の日とする。）以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。
（１）　普通取引における業務規程第２５条第１項の規定により定める配当落等の期日、同第２５条の２の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日から、当該期日から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで	（新設）
（２）　業務規程第２６条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第２６条の２の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して５日目の日（利付転換社債型新株予約	（新設）

権付社債券の売買について、同第９条第５項に定める場合には、当該期日から起算して６日目の日とする。）以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで	
3　第１項の規定にかかわらず、ＴｏＳＴＮｅＴ特例第８条第２号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第２５条第１項の規定により定める配当落等の期日、同第２５条の２の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第２６条の２の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前８時２０分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。	3　第１項の規定にかかわらず、ＴｏＳＴＮｅＴ特例第８条第２号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程第２５条第１項の規定により定める配当落等の期日、同第２６条の規定により定める取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第２６条の２の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前８時２０分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。
付　　則 1　この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。 2　平成２１年１１月１５日以前に行われた株券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。	

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（指数先物取引特別清算指数算出に係る値段） 第１４条　指数先物特例第２８条第１項かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　当該銘柄の直近の配当落等の期日（業務規程第２５条第１項の規定により定める日をいい、剰余金の配当のみに係る日を除く。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（業務規程第２５条の２の規定により定める日をいう。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。 付　　則 この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。	（指数先物取引特別清算指数算出に係る値段） 第１４条　指数先物特例第２８条第１項かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　当該銘柄の直近の配当落等の期日（業務規程第２５条第１項の規定により定める日をいい、剰余金の配当のみに係る日を除く。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。

有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（上場廃止等） 第１７条　（略） ２　（略） ３　有価証券オプション特例第４３条第４項に規定する有価証券オプション取引における対象有価証券の発行者が人的分割を行う場合の限月取引及びその数は、次の各号に定めるところによる。 （１）　当取引所がその都度定める日以降において、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日が当該分割に伴う対象有価証券の売買に係る業務規程施行規則第１８条第２号に定める日（以下「分割に伴う権利落の期日」という。）の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該分割に伴う権利落の期日の前々日とする。 （２）　（略） 付　則 この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。	（上場廃止等） 第１７条　（略） ２　（略） ３　有価証券オプション特例第４３条第４項に規定する有価証券オプション取引における対象有価証券の発行者が人的分割を行う場合の限月取引及びその数は、次の各号に定めるところによる。 （１）　当取引所がその都度定める日以降において、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取引が二つ以上となる新たな限月取引に係る取引についてはこれを行わないものとし、取引最終日が当該分割に伴う対象有価証券の売買に係る業務規程施行規則第１８条第２号に定める日（当該分割に伴い、業務規程第２９条第１号の規定により対象有価証券の売買の停止を行う場合にあっては、当該停止を行う最初の日。以下「分割に伴う権利落の期日」という。）の前日以降の日となる限月取引の取引最終日は、当該分割に伴う権利落の期日の前々日とする。 （２）　（略）

指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（指数オプション取引の特別清算指数算出に係る値段） 第１３条　指数オプション特例第３１条第１項かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　当該銘柄の直近の配当落等の期日（業務規程第２５条第１項の規定により定める日をいい、剰余金の配当のみに係る日を除く。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（業務規程第２５条の２の規定により定める日をいう。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。 付　　則 この改正規定は、平成２１年１１月１６日から施行する。	（指数オプション取引の特別清算指数算出に係る値段） 第１３条　指数オプション特例第３１条第１項かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略） （３）　当該銘柄の直近の配当落等の期日（業務規程第２５条第１項の規定により定める日をいい、剰余金の配当のみに係る日を除く。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、当取引所がその都度定めた値段とする。